

教育・保育提供区域について

1. 教育・保育提供区域とは

子ども子育て支援法第 61 条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法に基づく基本指針には「教育・保育提供区域」の設定に際し、次の点を勘案することとされています。

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等の条件を総合的に勘案して定めること。
- 小学校区単位、中学校単位、行政区域単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めること。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て事業を通じて共通の区域設定とすること。

3. 区域設定の一般的なメリット・デメリット

設定区分	メリット	デメリット
小区分	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって、利用可能な施設が自宅周辺にある可能性が高くなる。 ・小学校区等といった、市民に馴染みのある、わかりやすい区分けできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域によって、利用者の選択範囲に差が生じる。 ・区域内で一過性の需要があり、隣接区域に供給余剰がある場合でも、当該区域での体制整備が必要となる。 ・需要量見込みの推計が困難である。
全市 1 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・全市 1 区域の設定のため、区域にとらわれない利用が可能であり、選択肢が広がる。 ・勤務地等の都合で、居住地から離れた施設を希望するニーズを吸収できる。 ・これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。 ・広範囲の児童を柔軟に受け入れることができることから、施設運営は安定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって、入手可能な施設が自宅から遠くなる可能性がある。

4. 紋別市における区域設定

これまでのことを考察し、次の理由から、紋別市では全市1区域（紋別市一円）を教育・保育提供区域及び子ども・子育て支援事業における区域として設定することを提案したい。

全市1区域とする理由

- ① 区域を細かく設定することで、受け入れ施設がない区域が生じる。
- ② 幼稚園は園の送迎バスで、保育所は保護者が自家用車で送迎しており、小学校区や中学校区などを意識した利用状況になっていない。
- ③ 区域外に（利用者にとって）都合のよい施設・サービスがあっても利用が困難になることが考えられる。
- ④ 全市1区域とすることで区域外利用者が発生しないことから、ニーズと利用実績が概ね一致し、需要量等推計の正確性が高まる。

